

障 発 1 2 2 8 第 7 号  
令 和 2 年 1 2 月 2 8 日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局  
障 害 保 健 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、今般、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）及び児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第212号）の公布に伴い、別添のとおり本通知の一部を改正し、令和3年7月1日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき御配慮されたい。

なお、本改正は令和3年7月以後に行われた自立支援医療について適用することとし、同年6月以前に行われた自立支援医療については改正前の本通知の規定によるものとする。この場合において、改正規定中「地方税法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法」と読み替えて適用するものとする。